

特別条項発動協議書

時間外労働・休日労働に関する協定に基づき、下記の通り特別条項の発動を協議した。

記

1. 特別条項を発動する対象労働者（対象部署）
（例） 部 課において、 の業務に従事する者
2. 特別条項を発動する事由
（例） 年 月に発生した突発的な仕様変更に対応するため
3. 特別条項発動期間
（例） 年 月 日～ 年 月 日
4. 特別条項により延長する時間の上限
（例） 1ヶ月 時間以内（含休日労働）
5. 延長回数
（例）本年度において、特別条項の発動は 回目となる
6. 健康福祉確保措置の実施状況
（例）特別条項発動期間中、 時間の勤務間インターバルを適用/ 年 月に特別休暇を 日間付与する

協議年月日 年 月 日

労働者代表
代表取締役